

# 事後評価に係る資料

## 【官庁営繕事業】

平成28年8月1日  
営繕部

## 目次

1. 事業概要	・・・	1
2. 「費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化」の確認・分析 （事業計画の必要性、事業計画の合理性）	・・・	4
3. 「事業の効果の発現状況」の確認・分析 （事業計画の効果）	・・・	6
4. 「事業実施による環境の変化」の確認・分析	・・・	12
5. 「社会経済情勢の変化」の確認・整理	・・・	12
6. 「今後の事後評価の必要性」の検討	・・・	12
7. 「改善措置の必要性」の検討	・・・	12
8. 対応方針（案）	・・・	12

## 1. 事業概要

### (1) 豊橋港湾合同庁舎（増築棟）の施設概要

建設場所：愛知県豊橋市神野ふ頭町3-11

敷地面積：6,036m<sup>2</sup>

規模構造：鉄筋コンクリート造3階建

延べ面積：899m<sup>2</sup>

総事業費：約4.6億円

工期：平成24年7月～平成25年7月

入居官署：第四管区海上保安本部 名古屋海上保安部 三河海上保安署

### [位置図]



地理院地図（電子国土Web）より

[外観写真]



(2) 配置図



### (3) 事業目的

三河海上保安署は、海上保安業務執行体制の強化に資するため、愛知県東部の拠点都市である豊橋市に平成21年10月に機構が新設された。

当初、豊橋港湾合同庁舎の敷地内に仮設庁舎を設置し、入居していたが、災害時における応急対策活動等を実施するための施設の不備に加え、著しい狭あいとなっており、業務に支障を与える状況となっていた。

このため、早急に新たな庁舎を整備する必要があることから、豊橋港湾合同庁舎の増築棟を整備し、三河海上保安署が入居した。

### (4) 三河海上保安署の組織・業務 組織

署長	
次長	署内事務の総合調整、広報・地域連携業務、総務、渉外、人事関係等
警備救難係	銃器・薬物等の密輸事犯、密航事犯の水際阻止をはじめ、海上犯罪の予防と取締り、海洋汚染の監視取締り等海上における秩序を維持するための業務、船舶の衝突、乗揚げ等の海難救助、油流出事故等に備え各種防災訓練等
国際取締官	取調べの通訳、外国語での取り調べ、外国語での警備広報、外国人からの情報収集外国船への立入検査、外国船への海難調査、書類等の翻訳等
港務係	港長業務(港内における行事、作業及び工事等を行う場合の港長の許可事務)、港内の船舶交通の安全及び整理、プレジャーボート等を対象とする海難防止講習会の実施等
巡視艇ひめかぜ	洋上及び港内等のパトロールの実施、海上での事件・事故等対応等

#### 業務等

- ・地域と密着した海上保安業務の遂行及び三河湾におけるテロ警戒並びに密輸密航水際阻止
- ・管轄区域は、豊橋市、蒲郡市、田原市、豊川市、幡豆町の4市1町を管轄
- ・担任水域は、愛知県幡豆郡吉良町と幡豆町の境界が海岸線と交わる点及び同県田原市小中山町立馬崎灯台を結んだ線及び陸岸に囲まれた水域

### (5) 施設の性能

#### ①海上の治安を守る24時間庁舎

指令室や執務室に非常用電源を72時間以上供給可能 等

#### ②災害の拠点となる庁舎

浸水対策として、指令室や設備室を上階へ設置 等

#### ③人と環境にやさしい庁舎

自然エネルギーの活用、断熱性能の向上、省エネルギーの促進 等

## 2. 「費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化」の確認・分析

### (1) 事業計画の必要性

三河湾内の貿易量の変化により、海上保安業務の拠点を蒲郡市から豊橋市に移転する必要が生じたため、平成21年3月、蒲郡海上保安署（蒲郡市）を廃止し、三河海上保安署（豊橋市）の新設が行われた。



※海上保安庁法第13条

※海上保安庁組織規則第119条第4項、別表第4  
(平成21年3月31日一部改正)

事業計画の必要性について、「事業計画の必要性に関する評価指標」に基づき評点を算出し、新規事業採択時と比較すると以下の通りとなる。

#### 新規事業採択時と事後評価時の評点の比較

計画理由	内容	新規事業採択時評点	事後評価評点	備考
機構新設	機構新設に伴う整備	100	100	主要素
合同庁舎計画	—	10	10	加算
評点合計		110	110	≥ 100

#### [事業計画の必要性に関する評価指標]

計画理由	内容	評点	100	90	80	70	60	50	40
法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定に基づき整備が必要なもの							
新たな行政需要	新たな行政需要に対応した整備	当該行政需要への対応が特に緊急を要するもの			当該行政需要への対応を至急すべきもの		当該行政需要への対応の必要性は認められるが急がなくてよいもの		
機構新設	機構新設に伴う整備	整備を行わない場合、業務遂行が著しく困難なもの			整備を行わない場合、業務の遂行が困難なもの		整備を行わない場合、業務の遂行に支障を来すもの		整備を行わない場合、業務上好ましくないもの

新規事業採択時から変化はなく、事業計画の必要性が認められる。

## (2) 事業計画の合理性

海上保安署と船艇基地（巡視艇停泊地）は近接している必要がある。しかし、船艇基地から合同庁舎までの間に入居可能な室がない、庁舎建設可能な用地がない。

事業計画の合理性について、「事業計画の合理性に関する評価指標」に基づき評点を算出し、新規事業採択時と比較すると以下の通りとなる。

### 新規事業採択時と事後評価の評点の比較

評 価	新規事業採択時評点	事後評価評点	備考
他の案では、事業案と同等の性能を確保できないと評価される場合	100	100	= 100

### [事業計画の合理性に関する評価指標]

評 点	評 価
100点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同等の性能を確保出来る他の案との経済比較を行った際に、事業案の方が経済的であると評価される場合。</li> <li>・同等の性能を確保出来る他の案との経済比較を行った際に、リスク等の総合判断により事業案の方が合理的であると評価される場合。</li> <li>・<b>他の案では、事業案と同等の性能を確保できないと評価される場合。</b></li> <li>・他の組織・機関が採算性等の審査等により評価を行う場合であって、当該評価方法に合理性があると確認できる場合。</li> </ul>
0点	上記のいずれにも当てはまらない。

新規事業採択時から変化はなく、事業計画の合理性が認められる。

## (3) まとめ

(1)、(2)の内容より、「費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化」は、当初の事業計画に沿った整備がなされ、事業採択の時点から特に要因の変化はないと考えられる。

### 3. 「事業計画の効果の発現状況」の確認・分析

#### (1) 事業計画の効果 (B1) の評価

事業計画の効果 (B1) について、「事業計画の効果 (B1) の発現状況を評価するための指標」に基づき評点を算出すると以下の通りとなる。

[事業計画の効果 (B1) の発現状況を評価するための指標]

分類	項目	1.1	1.0	0.9	0.8	0.7	0.5
位置	用地の取得・借用	(新規取得か否かを問わず) 国有地に建設されている。	必要な期間の用地の利用(借用を含む)が担保されている。			用地の取得上、借用上の問題があるが、その問題は解消される見込みがある。	用地の取得上、借用上の問題があり、その問題が解消される見込みがない。
	災害防止・環境保全	自然的条件からみて災害防止・環境保全上良好な状態である。	自然的条件からみて災害防止・環境保全上支障がない。		自然的条件からみて災害防止・環境保全上軽微な支障がある。		自然的条件からみて災害防止・環境保全上重大な支障がある。
	アクセスの確保	施設へのアクセスは良好である。	施設へのアクセスに支障はない。	施設へのアクセスに軽微な支障がある。			施設へのアクセスに重大な支障がある。
	都市計画その他の土地利用に関する計画との整合性		都市計画その他の土地利用に関する計画と整合している。	都市計画その他の土地利用に関する計画と整合していないが、整合する見込みがある。			都市計画その他の土地利用に関する計画と整合しておらず、整合する見込みがない。
	敷地形状等		敷地全体が有効に利用されており、安全・円滑に敷地への出入りができる。		敷地の一部が有効に利用できない。	敷地への安全・円滑な出入りに軽微な問題がある。	敷地の有効利用または敷地への安全・円滑な出入りに重大な問題がある。
規模	建築物の規模		業務内容等に応じ、適切な規模となっている。		業務内容等に対し、やや不適切な規模となっている。		業務内容等に対し、著しく不適切な規模となっている。
	敷地の規模 ※		建築物の規模及び業務内容に応じ、適切な規模となっている。	建築物の規模及び業務内容に対し、やや不適切な規模となっている。(駐車場の不足など)			建築物の規模及び業務内容に対し、著しく不適切な規模となっている。
構造	機能性(業務を行うための基本機能に該当する部分) ※		執務に必要な空間及び機能が適切に確保されている。		執務に必要な空間及び機能が適切に確保されていない。		執務に必要な空間及び機能が確保されていない。

評点 :  $(1.1 \times 1.0 \times 1.1 \times 1.0 \times 1.0 \times 1.0 \times 1.0 \times 1.0) \times 100 = 121 \geq 100$

評価基準の変更 (平成 23 年度) により、一部の項目※については加点点評価 (1.1) を行わないこととなったため、今回の評点は、平成 22 年度に実施した新規事業採択時の評点 (146 点) と異なっている。なお、各項目の個別評価については、新規事業採択時と変更はない。結果、新規事業採択時に想定した効果が発現されている。

#### (2) 新規事業採択時の評価指標 (B1) での確認

事業計画の効果の発現状況を評価するための指標により評点を付けると以下の通りとなる。

新規事業採択時と事後評価の評点の確認

分類	評価項目	新規事業採択時評価	事後評価
位置	用地取得の見込(用地の取得・借用)	1.1 取得済み、現地建替	1.1 取得済み、現地建替
	災害防止・環境保全	1.0 自然条件の不備を技術的に解消できる	1.0 自然条件の不備を技術的に解消できる
	アクセスの確保	1.1 周辺に道路・鉄道等が整備済み	1.1 周辺に道路・鉄道等が整備済み
	都市計画・土地利用計画等との整合性	1.0 都市計画等と整合	1.0 都市計画等と整合
	敷地形状	1.0 敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している	1.0 敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している
規模	建築物の規模	1.0 業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている	1.0 業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている
	敷地の規模	1.1 駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている	1.1 駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている
構造	合同庁舎としての整備条件	1.0 合同庁舎としての整備条件が整っている	1.0 合同庁舎としての整備条件が整っている
	機能性等	1.1 適切な構造、機能として計画されている	1.1 適切な構造、機能として計画されている
評点		146	146

新規事業採択時に想定した効果が発現されている。

### (3) 事業計画の効果 (B2) の評価

事業計画の効果 (B2) について、「施策に基づく付加機能 (B2) の発現状況チェックリスト」に基づき評価すると以下の通りとなる。

[施策に基づく付加機能 (B2) の発現状況チェックリスト] (一覧)

分類	評価項目	評価	取 組 状 況
社会性	地域性	A	特に充実した取組がなされている。
		B	充実した取組がなされている。
		C	一般的な取組がなされている。
		D	一般的な取組がなされていない。
	景観性	A	特に充実した取組がなされている。
		B	充実した取組がなされている。
		C	一般的な取組がなされている。
		D	一般的な取組がなされていない。
環境保全性	環境保全性	A	官庁施設の環境保全性基準に基づいた取組がなされているほか、特に充実した環境負荷の低減化に配慮した取組が行われている。
		B	官庁施設の環境保全性基準に基づいた取組がなされているほか、充実した環境負荷の低減化に配慮した取組が行われている。
		C	官庁施設の環境保全性基準に基づいた取組がなされているほか、一般的な環境負荷の低減化が行われている。
		D	官庁施設の環境保全性基準に基づいた取組がなされていないなど、一般的な環境負荷の低減化が行われていない。
	木材利用促進	A	特に充実した取組がなされている。
		B	充実した取組がなされている。
		C	一般的な取組がなされている。
		D	一般的な取組がなされていない。
機能性	ユニバーサルデザイン	A	特に充実した取組がなされている。
		B	充実した取組がなされている。
		C	一般的な取組がなされている。
		D	一般的な取組がなされていない。
	防災性	A	官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づいた取組がなされているほか、特に防災に配慮した取組が行われている。
		B	官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づいた取組がなされているほか、防災に配慮した取組が行われている。
		C	官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づいた取組がなされているほか、防災に関する一般的な取組が行われている。
		D	官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づいた取組がなされていないなど、防災に関する一般的な取組が行われていない。
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取組がなされている。
		B	充実した取組がなされている。
		C	一般的な取組がなされている。
		D	一般的な取組がなされていない。

[施策に基づく付加機能（B2）の発現状況チェックリスト]（個別）

（施策欄：赤字部分が適用している施策、以下同様）

分類	評価項目	評価	施策
社会性	地域性	A (施策を2つ以上取り組み)	地方公共団体、地域の協議会、商店街等との連携（シビックコア、合築、地域防災へ貢献する取組、施設・駐車場の共用、敷地の一体利用など）、既存建造物（歴史的建築物）の有効利用、跡地の有効活用（地方公共団体による活用など）、地域性のある材料の採用、地域住民との連携（ワークショップ、懇談会など）、オープンスペースの設置  歴史・文化及び風土への配慮、歴史的まちなみの保存・再生、周辺の自然環境への配慮、周辺の都市環境への配慮、跡地の有効活用（景観形成、文化財保護など）
		B (施策を1つ取り組み)	
		C (関連する法令等に整合)	
		D (一般的な取り組みなし)	
	景観性	A (施策を2つ以上取り組み)	
		B (施策を1つ取り組み)	
		C (関連する法令等に整合)	
		D (一般的な取り組みなし)	

分類	評価項目	評価	施策	
環境保全性	環境保全性	A (施策を4つ以上取り組み)	特別な省エネ機器の導入（氷蓄熱、 <b>照明制御</b> 、アモルファス変圧器など）、蓄電池、緑化のための特別な対策（屋上緑化など）、自然エネルギー利用のための特別な対策（ <b>太陽光発電</b> 、風力発電など）、水資源の有効活用のための特別な対策（雨水利用設備など）、 <b>外断熱、高性能ガラス</b>	
		B (施策を2つ以上取り組み)		
		C (省エネ型器具等の導入)		
		D (一般的な取り組みなし)		
	木材利用促進	A (施策を2つ以上取り組み)		木造化、 <b>内装等の木質化</b> 、木質バイオマスを燃料とする機器の設置
		B (施策を1つ取り組み)		
		C (関連する法令等に整合)		
		D (一般的な取り組みなし)		



自然エネルギー用  
（太陽光発電設備）



高性能ガラス  
（複層ガラスを使用したアルミサッシ）



内装等の木質化  
（左：廊下壁、右：ウッドデッキ）

分類	評価項目	評価	施策
機能性	ユニバーサル	A (ユニバーサルデザインへの配慮)	建築物移動等円滑化誘導基準を満たした上で、特にユニバーサルデザインへの配慮を達成している。
		B (建築物移動等円滑化誘導基準適合)	<b>建築物移動等円滑化誘導基準を満たしている。</b>
		C (建築物移動等円滑化基準の適合)	建築物移動等円滑化基準を満たしている。又は同基準の適用対象外施設である。
		D (一般的な取り組みなし)	—
	防災性	A (施策を2つ以上取り組み)	火災への特別な対策(ガス消火など)、浸水への特別な対策(防潮堤、止水版、防潮板、 <b>高潮による浸水被害対策として電気室を既存棟の1階から増築棟の3階へ整備</b> など)、強風への特別な対策(ビル風対策など)、落雷への特別な対策(高度な雷保護など)
		B (施策を1つ取り組み)	
		C (一般的な取り組み)	
		D (一般的な取り組みなし)	



浸水被害対策  
(3階に整備した電気室)



防災対策  
(3階に整備した自家発電室)



防災対策  
(自家発用地下燃料槽)

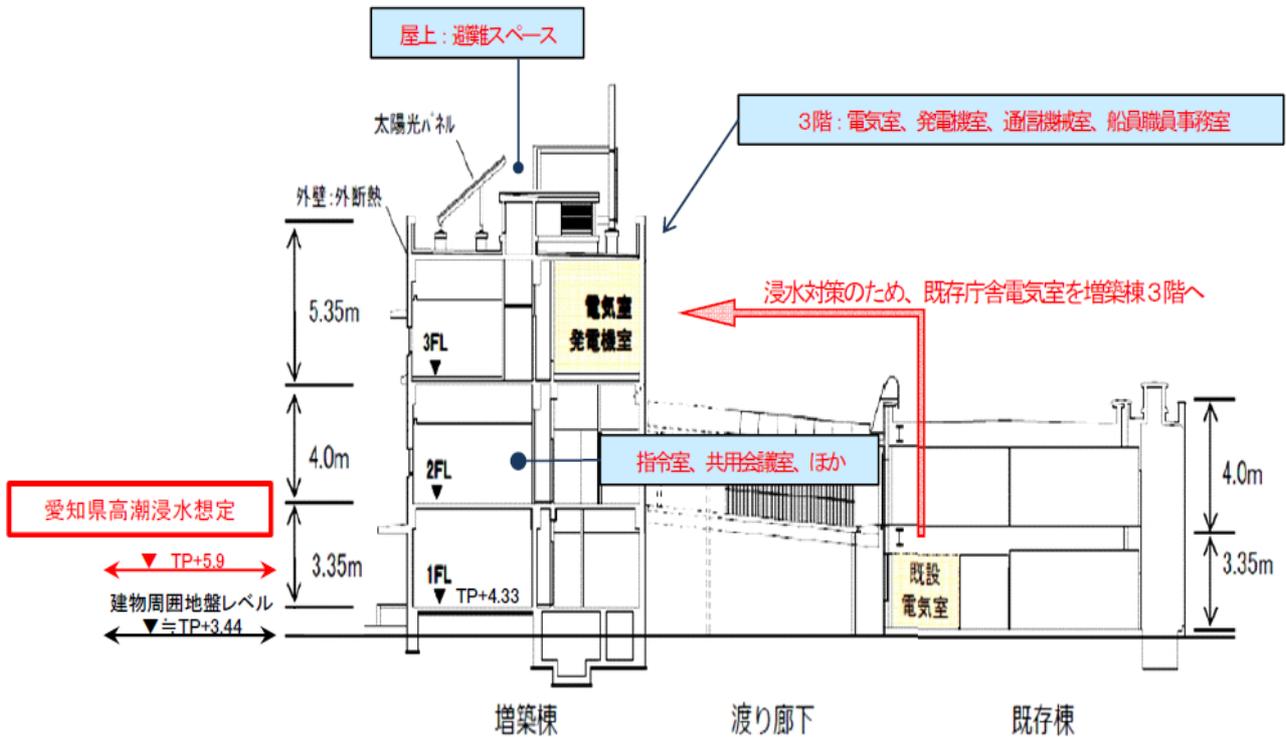


防災対策  
(太陽光自立運転による電源)



ユニバーサルデザイン  
(多目的便所)

## 断面図



環境保全性、防災性などをはじめ、新規事業採択時と同等以上の効果が発現されている。また評価基準の変更（H25）により評価項目が追加された「木材利用促進」についても充実した取組がされている。

### （４）新規事業採択時の評価指標（Ｂ２）での確認

事業計画の効果が発現状況を評価するための指標により評価すると以下の通りとなる。

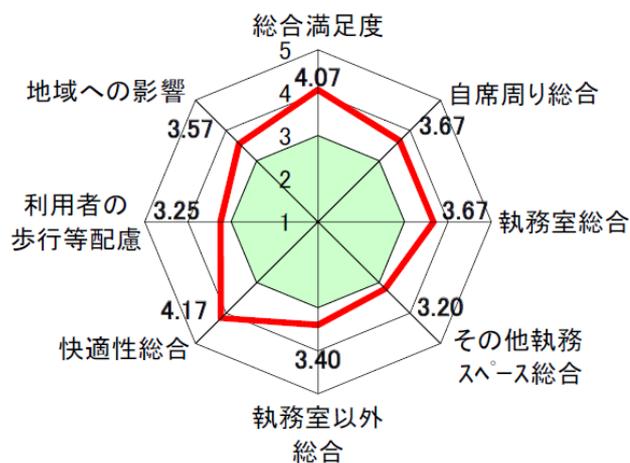
#### 新規事業採択時と事後評価の確認

分類	評価項目	新規事業採択時評価		事後評価	
社会性	地域性	C	一般的な取組みが計画されている	C	一般的な取組みが行われている
	景観性	—	—	C	一般的な取組みがなされている
環境保全性	環境保全性	C	一般的な取組みが計画されている	A	特に充実した取組みがなされている
機能性	ユニバーサルデザイン	A'	「望ましい」規定に基づく計画である	A'	「望ましい」規定に基づき整備されている
	防災性	B	総合耐震計画基準に加え、防災に配慮した取組がある	B	総合耐震計画基準に加え、防災性に配慮した取組がある
経済性	耐用・保全性	—	—	C	一般的な取組みがなされている

新規事業採択時に想定した効果が発現されている。

## (5) 顧客満足度調査 (参考)

施設完成後に増築棟へ入居した官署の職員に対して満足度調査を実施しており、その総合的な満足度は以下の通りで概ね満足している結果となった。



※設問は便益についての満足度をアンケートにより5段階で評価(1:不満足～5:満足)

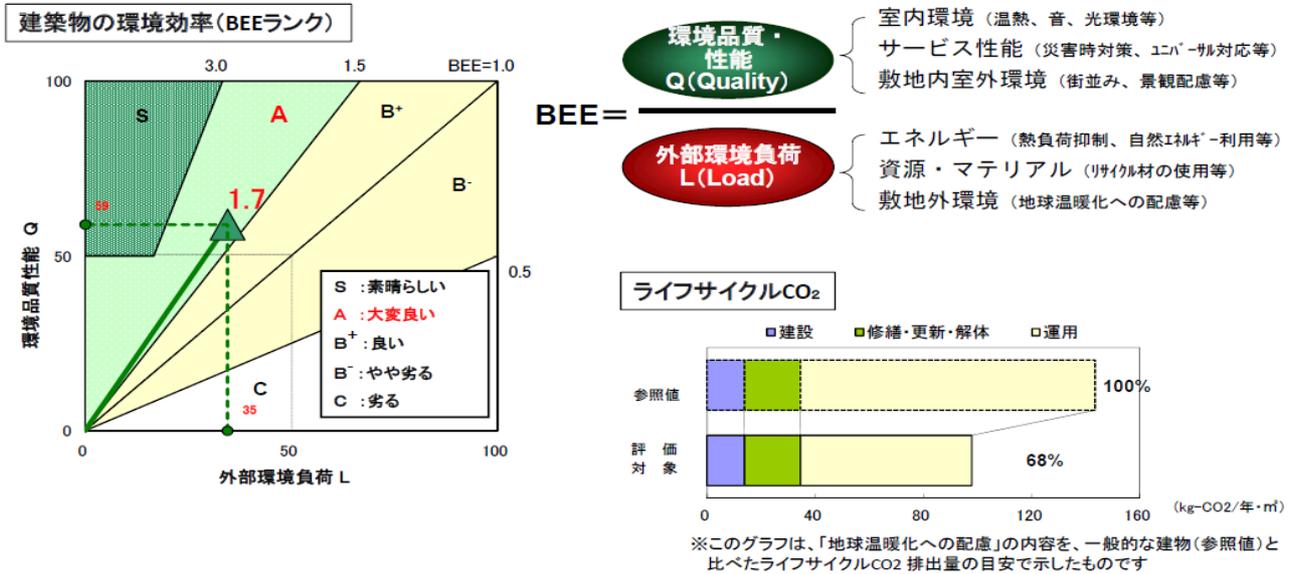
## (6) まとめ

(1)～(5)の内容より「事業計画の効果の発現状況」は、基本機能を満足し施策も反映されていることから、想定していた事業の効果は十分に発現していると考えられる。

#### 4. 「事業実施による環境の変化」の確認・分析

##### ・CASBEE（建築環境総合性能評価システム）

CASBEEとは（Comprehensive Assessment System Built Environment Efficiency）の略で、建物などを環境性能で総合評価し格付けする手法である。施設内などの快適性や景観への配慮なども含めた建物の品質と、環境負荷を総合的に評価する。



BEE値=1.7となり建物の品質と環境性能は「A評価（大変良い）」となっている。

本事業の環境負荷低減への取組みやCASBEE評価の結果から環境に与える影響は特に問題はないと考えられる。

#### 5. 「社会経済情勢の変化」の確認・整理

新規事業採択以降の三河湾内の貿易量等には大きな変化は無く、本事業の事業計画の必要性や合理性に影響を与えるような社会経済情勢の変化は特にないと考えられる。

#### 6. 「今後の事後評価の必要性」の検討

事業の効果は十分に発現していると考えられるため、現時点で再度の事後評価の必要性はない。

#### 7. 「改善措置の必要性」の検討

事業の効果は十分に発現していると考えられるため、現時点で改善措置の必要性はない。

#### 8. 対応方針(案)

1. ~7. の内容より、事業の効果は十分に発現していると考えられるため、再度の事後評価、及び改善措置の必要性はない。